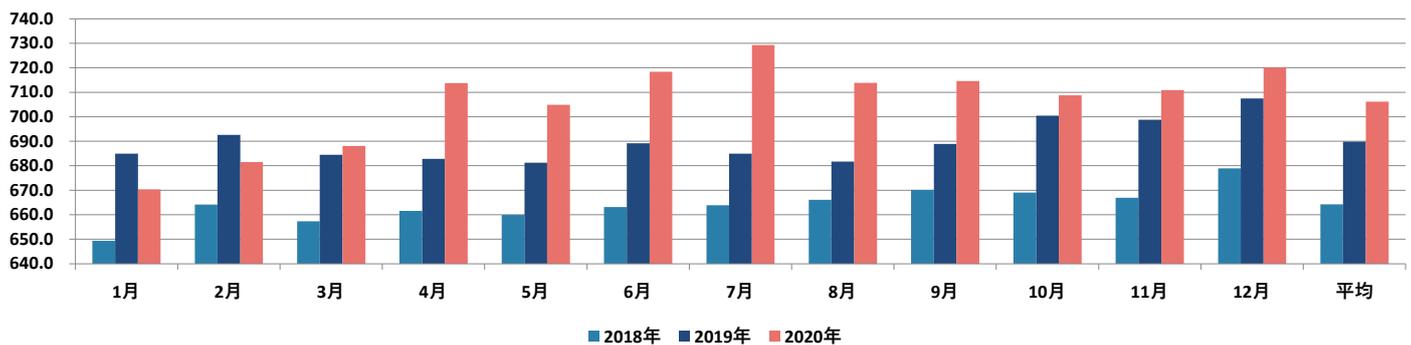


社会診療行為別調査 2020年歯科 (厚労省)

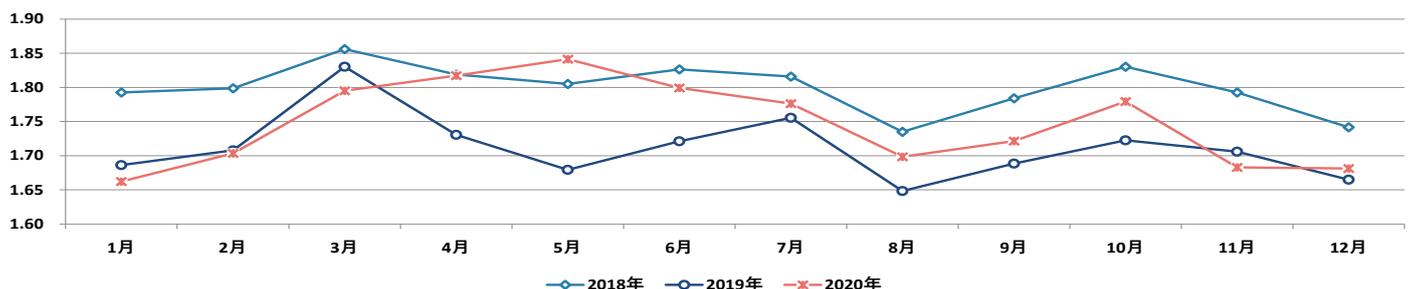
診療行為	1回診療点数						
	2016	2017	2018	2019	2020	前年増減	増減率
合計	680.0	684.8	699.9	706.4	757.6	51.22	7.25%
初・再診	87.4	88.1	88.2	91.3	97.2	5.93	6.50%
医学管理等	70.9	73.6	78.1	83.4	96.9	13.52	16.21%
在宅医療	18.7	19.7	21.4	23.1	22.0	-1.07	-4.65%
検査	45.1	45.8	46.1	47.8	45.6	-2.16	-4.53%
画像診断	28.0	28.8	29.7	30.8	32.2	1.41	4.59%
投薬	8.9	8.8	8.4	8.4	9.5	1.11	13.19%
注射	0.6	0.7	0.8	0.8	0.9	0.14	17.95%
リハビリテーション	9.4	9.5	10.1	10.6	10.2	-0.38	-3.58%
処置	130.1	134.9	139.7	145.4	151.0	5.64	3.88%
手術	18.8	18.8	19.3	19.8	19.6	-0.23	-1.14%
麻酔	2.0	2.2	2.3	2.4	2.2	-0.19	-7.89%
放射線治療	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.04	28.23%
歯冠修復及び欠損補綴	253.5	247.2	248.5	235.0	263.9	28.94	12.32%
歯科矯正	1.1	1.2	1.3	1.3	1.5	0.18	13.28%
病理診断	0.5	0.5	0.5	0.7	0.5	-0.24	-32.73%
入院料等	4.8	5.0	5.4	5.6	4.3	-1.32	-23.54%
月回数	1.82	1.82	1.78	1.70	1.75	0.05	3.05%

(参考：橋本会計歯科会計お客様 243 診療所 1回点数・月回数 2020年推移)

1回点数推移



月回数推移



歯科会計®

医療機器による節税対策参考資料

1. 主な医療機器の導入率

番号	設備	導入率		治療 点数算定	施設基準				補助金 ものづくり	助成金 インターバル	特別償却
		歯科医師会	橋本会計		か強診	外来環1	歯援診1	歯援診2			
1	ユニット	99.3%	100.0%						△	○	○
2	コンビームCT	33.6%	50.2%	○					○	○	○
3	デジタルエックス線装置	76.7%	90.5%	○					○	○	○
4	CAD/CAM	8.4%	9.5%						○	○	○
5	口腔外パキューム	69.6%	75.9%			○			○	○	?
6	ポータブルユニット	18.6%	-				○		△	○	?
7	歯科用マイクロスコープ	12.3%	28.2%	○					○	○	?

2. ものづくり補助金（個人事業のみ）

番号	設備関係	採択件数	比率	番号	治療関係	採択件数	比率
1	セレック	48	41.7%	9	根管治療	2	4.4%
2	CT	39	33.9%	10	ホワイトニング	1	2.2%
3	アイト	8	7.0%	11	虫歯	1	2.2%
4	マイクログ	8	7.0%	12	先端技術	2	4.4%
5	レーザー	5	4.3%	13	治療システム	39	86.7%
6	スキャナ	4	3.5%				
7	インプラント	2	1.7%				
8	口腔外パキューム	1	0.9%				
	合計	115	100.0%			45	100.0%
	一般歯科	107	93.0%		一般歯科	43	95.6%
	矯正歯科	8	7.0%		矯正歯科	2	4.4%
	合計	115	100.0%		合計	45	100.0%
	比率	71.9%			比率	28.1%	

採択中歯科割合：6.8% (160件)
 全体採択率：47.8% (2326件)

3. 特別償却適用の場合の1年目の減価償却費（単位：円）

項目	取得価格	1か月	年間	1か月使用	3か月使用	6か月使用	9か月使用	12か月使用
		減価償却費	特別償却費	合計償却費	合計償却費	合計償却費	合計償却費	合計償却費
定率法6年	5,000,000	69,584	600,000	669,584	808,750	1,017,500	1,226,250	1,435,000
定率法7年	5,000,000	59,584	600,000	659,584	778,750	957,500	1,136,250	1,315,000
定率法8年	5,000,000	52,084	600,000	652,084	756,250	912,500	1,068,750	1,225,000

夏季休業のお知らせ

夏季休業期間：2021年8月12日（木）～15日（日）

8月16日より通常営業いたします

ドクター会計

「働き方改革推進支援助成金」

労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

働き方改革の推進に向けて、生産性を高めながら労働時間を縮減に取り組む中小企業に対して各種助成金が用意されています。前回の安心会計ニュース1面で「勤務インターバル導入コース」についてご案内しましたが、今回は「労働時間短縮・年休促進コース」についてご案内します。

1. 概要

労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を行うことを目的として、労働能率を増進する設備・機器等を導入・更新した事業主に対して経費の一部を支給する。

2. 助成率

4分の3（労働者数30人以下で設備機器等の支出が30万円超の場合5分の4）

3. 支給要件及び支給上限額

労災保険の適用を受けており、年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している中小企業事業主で、下記の目標を1つ以上達成していること。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減（50万円又は100万円）
- ② 下記の特別休暇の導入（有給であること、いずれか一つ導入で50万円）
ア 病気休暇 イ 教育訓練休暇 エ ボランティア休暇
オ 新型コロナウイルス感染症対応のための休暇 カ 不妊治療のための休暇
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度の導入（50万円）

※指定する労働者の賃金額を3%以上又は5%以上引き上げで助成金上限額加算

4. 申請の流れ

- ① 交付申請書を最寄りの労働局に提出（締切：令和3年11月30日）
- ② 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（令和4年1月31日まで）
- ③ 労働局に支給申請（締切：令和4年2月10日）

5. 注意点等

- ・特別休暇の導入と時間単位の年休の導入でインターバル導入コースと同じ100万円の助成金
- ・インターバルコースと違い残業要件なし
- ・過去にインターバル導入コースを申請していても申請可能
- ・申請を行う社労士と、就業規則変更を行う社労士は別にする必要あり
- ・労働能率の増進に資する設備とは、生産性向上により労働時間が短縮されたり、労働者が直接行う業務負担を軽減するもの。レセコン、予約システム、自動釣銭機等の他、医療機器も対象となる。
- ・パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外

医療承継

PayPay残高も相続財産

キャッシュレス化が進んできている昨今ですが、これに応じて相続財産の形式も今後変化していくことが予想されます。電子決済サービスとしてPayPay、LINEpayなどが普及しており、交通系IC電子マネーとしてSuica、PASMOなど多岐にわたります。

これらのキャッシュレス決済サービスを生前に利用しており、未使用のチャージ残高があった場合には相続財産になりえます。さらにはビットコインなどの暗号資産をお持ちである場合も注意が必要です。

これらを遺族が相続するにあたってはまずその存在自体を知りえるか、またID・パスワードなどがわからなければ返還請求手続き自体が難航する可能性もあります。

サービス名	相続財産となるか	備考
PayPay	○	2021年1月規約の改定により死亡時のチャージ残高について遺族が相続可能に。
LINEpay	○	返還請求により振込手数料を差し引いた残額を遺族に返金。
nanaco	×	会員が死亡した場合は残高がゼロとなり払戻請求は不可
Suica・PASMO	○	遺族による払戻請求可
ビットコイン等の暗号資産	○	・取引所に保管されている場合は取引所に連絡して手続可能。 ・ウォレットに保管されている場合は、パスワードさえ分かればどこかに届け出る必要もなく引き出し可能。

これらのデジタル資産に関しては通常紙媒体の資料が残されておらず、故人のパソコン・スマートフォンの中にのみ情報があることがほとんどです。その存在を生前に知らされていなかった遺族は銀行の入出金記録、郵便物、パソコンやスマートフォンにあるアプリ、ハードウェアウォレットの現物などを手掛かりに探し出すこととなります。

このため相続人の把握・解約・払戻手続きが非常に困難となるケースもあります。

利用しているサービス等のリストアップ、スマートフォンや各種サービスのID・パスワードなどのメモ等を遺族に伝わるように残しておくこともこれからは重要になるでしょう。